

令和 2 年香美市議会定例会

7 月 第 2 回 臨時 会 議 会 議 録

令和 2 年 7 月 2 7 日 開 議

令和 2 年 7 月 2 7 日 散 会

香 美 市 議 会

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

7 月 第 2 回 臨 時 会 議 会 議 録

令 和 2 年 7 月 2 7 日 月 曜 日

令和2年香美市議会定例会7月第2回臨時会議会議録

招集年月日 令和2年7月27日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 7月27日月曜日（審議期間第1日） 午前 9時31分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	15番	小松孝
5番	笹岡優	16番	依光美代子
6番	森田雄介	17番	村田珠美
7番	利根健二	18番	小松紀夫
8番	山本芳男	19番	島岡信彦
9番	爲近初男	20番	比与森光俊
10番	舟谷千幸		

欠席の議員

14番 大岸眞弓

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	農林課長	川島進
副市長	今田博明	農林課参事	澤田修一
総務課長	川田学	商工観光課長	竹崎澄人
企画財政課長	佐竹教人	建設課長	井上雅之
管財課長	和田雅充	《香北支所》	
防災対策課長	一圓幹生	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸
福祉事務所長	中山泰仁		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣

議会事務局書記 横田恵子

議会事務局書記 大和正明

市長提出議案の題目

議案第 72号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第4号）

議案第 73号 財産の取得について

議案第 74号 財産の取得について

議案第 75号 債権の放棄について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和2年香美市議会定例会7月第2回臨時会議議事日程

（審議期間第1日目 日程第1号）

令和2年7月27日（月） 午前 9時30分開議

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

（1）行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第 72号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第4号）

日程第5 議案第 73号 財産の取得について

日程第6 議案第 74号 財産の取得について

日程第7 議案第 75号 債権の放棄について

会議録署名議員

17番、村田珠美君、18番、小松紀夫君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時31分 開会 開議)

○議長（比与森光俊君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから令和2年香美市議会定例会を再開し、7月第2回臨時会議を開会します。議事日程に入る前に御報告いたします。14番、大岸眞弓さんは、欠席との連絡がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、本日の議会運営委員会で協議をいただいています。協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、利根健二君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思えます。

お諮りします。今臨時会議の審議期間は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日1日と決定しました。

なお、審議期間等の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてある予定表のとおりでございます。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会議を通じて、17番、村田珠美さん、18番、小松紀夫君を指名します。両名はよろしくお願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第4、議案第72号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第4号）から日程第7、議案第75号、債権の放棄についてまで、以上4件を一括議題とします。

行政の報告及び提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。本日も雨であります。古来より梅雨の終わりには大雨があると言われております。さきの建設課長の説明にもありましたように、このところの雨で災害も発生しております。防災につきまして一層緊張感を持って臨みたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、大都市圏だけでなく地方にも広がっております。県内感染者数も増えております。今後、社会活動が活発化することが考えられますことから、連休を控えた6月21日、臨時課長会議を開催し、感染対策本部

を引き続き継続することを確認し、各種行事開催、諸活動などについて適切な判断、感染予防の取組の徹底を図るよう指示したところでございます。

次に、本臨時会議に上程いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

議案第72号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第4号）は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、経済面等の負担が増加しているひとり親世帯への支援を行う臨時特別給付金事業や、感染症対策に関する事業及び災害復旧関係事業の追加のほか、地方債の補正を行おうとするものであります。

議案第73号、財産の取得については、消防デジタル無線の一部改修、更新を行うための令和2年度消防救急デジタル無線等機器更新委託業務でございます。

議案第74号、財産の取得については、災害対応特殊救急自動車を購入しようとするものであります。

議案第75号、債権の放棄については、生活保護返還金につきまして放棄をしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、議案細部説明書を添付いたしておりますので御参照ください。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君）　これで行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

お諮りします。今臨時会議に提案されました議案は、本日の議会運営委員会での協議のとおり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　異議なしと認めます。よって、今臨時会議に提案された議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

日程第4、議案第72号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君）　議案第72号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

令和2年度香美市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度香美市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,720万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218億7,645万5,000円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年7月27日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済面等の負担が増加しているひとり親世帯への支援を行う臨時特別給付金事業や、感染症対策に関する事業及び災害復旧関係事業の追加のほか、地方債の補正を行うものでございます。

なお、「第1表 歳入歳出予算補正」3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書12ページから14ページまでと、款項目節の内訳15ページから24ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので御参照ください。

続きまして、10ページの「第2表 債務負担行為補正」につきましては、奥物部ふれあいプラザ公衆トイレ新築工事設計監理委託業務を71万5,000円に増額しております。

次に、11ページの「第3表 地方債補正」につきましては、2事業について変更し、限度額を18億9,488万4,000円といたしました。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 補足説明が終わりましたので、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 19ページでお伺いします。細部説明書は10ページであります。

新型コロナウイルスの影響でのひとり親世帯への臨時給付金ということで、今回計上されております。これ国の制度で指針を出しておりますけれども、実際に8月中に支給という指針であります。支給に当たっては、基本的には既に受給されている方は申請が要らないとは書いておるものの、拒否できるというような条項もありますので、多分一度は面接をせないかんとおもいます。物理的にまず8月中の給付ができるのかどうかの確認をお願いします。具体的な全体の流れをお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

ひとり親世帯への臨時特別給付金につきましては、国の支給要領におきまして、児童扶養手当受給者に係る基本給付の支給につきまして、可能な限り令和2年8月末までに支給するものとされております。これ以外の公的年金給付等受給者及び家計急変者に係る基本給付並びに児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に係る追加給付の支給につきましては、支給対象者に対し可能な限り速やかな申請を促した上で、令和3年3

月31日までに終了させるとされております。本市におきましても、このスケジュールにのっとり支給事務に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） もう一点お願いします。追加給付の話があります。こちらのほうは申請をとということですが、この申請内容を見ましても、国は明確にこれぐらいが減ったとかというのを示しているわけではないと思います。国は一応1か月の減少幅を報告してくださいということなんですけれども、本市もそれにのっとってやって、あれを見る限りは大きく減少と書いておりますけど、小幅な減少であろうが、ほぼ平行な状態であったとしても、その基準額以下という要件に合致をしていれば、この追加は出るのではないかと読めるんですけれども、そのあたりをお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

家計急変の確認方法でございますけれども、令和2年2月以降でひとり親であった時期の任意の1か月収入額につきまして、12か月換算した収入見込額が、児童扶養手当の支給制限限度額と同等の収入額未満となっていれば、支給対象となるということでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 10ページの債務負担行為補正で、奥物部ふれあいプラザ公衆トイレ新築工事設計監理委託業務ですが、議案細部説明書の4ページでは積算誤りによる限度額の補正となっているんですけど、この積算誤りというのはどういうことなのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎龍太郎議員の御質問にお答えいたします。

当初設計を行った際に物部町の近隣の公衆トイレを参考に設計しました。そのため、再度予算精査を行った結果、床面積が30平方メートルで設計しておりまして、旧物部ふるさとふれあいプラザの公衆トイレの規模は、床面積が約45平方メートルであることが判明しましたので、再度設計をやり直しまして、13万2,000円増の71万5,000円となりましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 30平方メートルが45平方メートル、そういうことが事前に分かっていたんじゃないでしょうか。普通は積算するとき基本的に広さというものは大前提にあると思うんですが、そこのところをちょっと再度詳しくお願いします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

当初、近隣の公衆トイレの面積は30平方メートルというのが、ちょっと自分のほうでも確認ができていませんでした、古い図面、ふれあいプラザの公衆用トイレの図面を確認したところ45平方メートルあったということで、見積りを取る時点で45平方メートルとすべきだったのが、30平方メートルで見積りを取ったために予算が少なくなり、今回補正するものです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 15ページで、今回約4億8,100万円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がかかることになりまして、16ページで、その分をまた財政調整基金からの一般財源を約4億5,000万円減額するというので、市の持続化給付金の財源等にもこれが充てられることになって、一般財源からの繰出しがなくなるわけですが、これが2兆円の分の4億8,100万円としますので、あと7,000万円、だから2兆7,000億円のお金の割当てと思うんですね、現段階では。あと3,000億円のあれは何か情報として来ているんでしょうか、残りの3,000億円の関係の情報はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 情報としては来ていると思いますけれども、まだ市の割当て分というのは明確になっていないと思います。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 議案細部説明書では3ページにありますが、教育費の今度のスクール・サポート・スタッフの関係等で予算を組んでいまして、そのお金が419万円ということで、これ6月の県の補正で舟入小学校、楠目小学校、片地小学校、香長小学校、大宮小学校の5小学校に、支援員を配置する形になると思うんですが、その人件費、費用を含めてちょっと説明いただきたいです。会計年度任用職員ということですが、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、配置校の想定としましては、舟入小学校、楠目小学校、片地小学校、香長小学校、大宮小学校の5校を想定しております。臨時休業中の未指導分の補習など、新型コロナウイルス感染症対策のために必要な、スクール・サポート・スタッフの追加配置のために計上させていただきました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、26ページの一般職のところの括弧の人数が、やっぱりちょっと違ってくるんじゃないかと思います。そして、27ページのイ、会計年度任用職員の数が、本来「（1）」やなしに「（5）」にならんとおかしいんじゃないかと思いますが、ぜひちょっとこれ調整していただいて、会計年度任用職員を5人パートで雇う形になりますよね、ということは、5人分が増えないとおかしいんじゃないかと思いますので、これぜひちょっと調査というか、その辺どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） ちょっとこちらのほうでは、日数だけが増えたものという認識もございましたので、今後、これに記載する場合はそのあたりも精査するようにしていきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 議案細部説明書3ページの10款、教育費の1項、教育総務費の内容の中で、GIGAスクール事業関係のプロポーザル審査委員の謝金等3万6,000円追加ということが書かれているんですけど、GIGAスクール事業をするに当たってプロポーザル方式を取るということで、その業者選定のための審査委員ですかね。このプロポーザル審査委員というのをちょっと説明してもらって、それと、謝金等3万6,000円の追加は1人でしょうかね、そして、旅費で同じくプロポーザル審査委員の実費弁償6,000円と書いていますが、ちょっとそのあたりの説明をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

まず、プロポーザル審査委員につきましては、業者を選定するに当たりましてプロポーザル方式を取りたいということで、委員の報酬と、それから費用弁償を組ませていただきました。人数的には外部の委員4人を想定して予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第73号、財産の取得についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 補足説明をいたします。

議案第73号、財産の取得について。

地方自治法第96条第1項第8号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、令和2年7月10日仮契約の消防救急デジタル無線及び指令システム委託業務、契約金額3,630万円のうち、財産の取得に係る金額が3,098万5,900円ですので、御審議をお願いするものでございます。

事業の内容、概要、納期につきましては、議案細部説明書のとおりです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 補足説明が終わりました。本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第74号、財産の取得についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 議案第74号、財産の取得について。

地方自治法第96条第1項第8号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、令和2年7月14日仮契約の、契約金額3,190万円、災害対応特殊救急自動車を購入するため、御審議をお願いするものでございます。

事業の内容、概要、納期につきましては、議案細部説明書のとおりです。

なお、本車両は、緊急消防援助隊への登録を既に行っている既存の救急自動車に代わって登録を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 補足説明が終わりました。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 入札辞退と書いていますが、何社が辞退したのか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えさせていただきます。

2社指名競争入札で指名をいたしまして、1社が辞退ということで、指名競争入札の場合には1社のみで入札を行うことができないため、不調となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この高規格救急自動車は、最初は平成24年に配備して今年令和2年ということで、やっぱりこれぐらいの頻度で更新していかねばならないということになるのか、実際この古い車両はどうなっていくのか、そこら辺のところについてお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） お答えいたします。

現在使っておる救急車両につきましては、平成24年に配備をして、おおむね8年をめどに交換しております。救急車は香北分署に1台、消防署に1台と予備車両1台、合計3台を運用しております。この8年をめどに更新した車両を予備車両として、車検とか救急が重複した場合に活用しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 笹岡議員の質疑にもちょっと関連しますけど、前回も2社でしたわね、大体分かるとおりでありますが、これは2社以上に増える可能性はもうないということでしょうか。入札参加資格の、具体的にトヨタと日産ですわね、片一方が辞退され1社になるということは明確でございますけど、こういう高規格救急自動車の部分についてはほかのところが可能にならないか、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 御質問にお答えします。

可能性がないことはないと思います。入札参加願を出すということは業者の自由でございますので。ただ、現実的に今のところこの2社ぐらいしかない、それからまた、入札参加願の申請の中ではこの2社しかないという現状でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第75号、債権の放棄についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 補足説明を行います。

当該債権は、平成25年10月23日付で生活保護法第63条の規定に基づき費用返還を決定した、平成25年7月分保護費の過支給額1万8,183円のうち、返納済額1万6,000円を差し引いた残額2,183円でございます。このたび免責許可決定が確認されたことにより回収が困難となりましたので、債権放棄の議決を求めるものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 補足説明が終わりました。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 少しお尋ねします。以前は不正受給の生活保護法第78条債権が非免責債権ということであったと思いますが、平成30年10月に返還金についての法第63条債権についても非免責債権となると。今回の債権はそれ以前のやつであるという認識でありますけれども、実際この方について、まあ言うたらこの法改正後の平成30年10月1日以降、もう免責にならない部分についてはまだ支払いが発生しているのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

平成30年10月以降に発生した債権はございませんけれども、この生活保護法第63条債権の発生時期と同時期に法第78条債権が28万7,382円発生しております。こちらにつきましては現在も支払い義務が残っておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連して伺いますが、この生活保護法第63条債権は間違いのレベルになるというふうに思うんです、認識違いとかね。そういう部分で不正受

給とは違って、ただ、法が決まったので非免責債権、免責されない債権になったということですが、現実、非常に悩ましいところもあると私は思うんですわ。福祉事務所としての対応で、軽微な間違いでずっと保護費からまた返還せんといかんレベルのときには、どのような対応をしてるのか。極端に言ったら、ちょっと悩ましい部分については話合いによって免責する部分があったりするのか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

生活保護法第63条の債権につきましては、その決定過程に手続において瑕疵がなければ、法第77条の2を適用いたしまして、非免責債権で取り扱うといった対応をしております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

以上で今臨時会議に付された議案は全て議了しました。

以上をもちまして、7月第2回臨時会議を終了し、令和2年香美市議会定例会を散会いたします。

（午前10時04分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年香美市議会定例会

7 月第 2 回臨時会議会議録

卷 末 掲 載 文 書

令和2年香美市議会定例会7月第2回臨時会議
審議期間等の予定表

審議期間	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	7月27日（月）	本会議	<ul style="list-style-type: none">・ 審議期間の決定・ 会議録署名議員の指名・ 諸般の報告・ 議案提案 説明～採決

議会運営委員会の協議結果の報告

令和2年香美市議会定例会7月第2回臨時会議について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1 臨時会議の審議期間等について

- (1) 審議期間は本日1日とします。なお、会議の都合により審議期間の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- (2) 会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。

2 全員協議会の開催について

- (1) 本会議終了後に全員協議会を開催します。
 - ① 香美市議会業務継続計画（BCP）について
 - ② 鏡野中学校屋内プール合築棟現地視察

令和2年香美市議会定例会7月第2回臨時会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第72号	令和2年度香美市一般会計補正予算（第4号）	原案可決	2. 7.27
議案 第73号	財産の取得について	原案可決	2. 7.27
議案 第74号	財産の取得について	原案可決	2. 7.27
議案 第75号	債権の放棄について	原案可決	2. 7.27